

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	法令の番号	平成18年法律第49号
許認可等の種類	公益法人の事業の内容等に係る変更の認定	根拠条項	第11条
審査基準	<p>「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定、平成31年3月改定）を審査基準とする。</p> <p>（別添資料） 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）</p>		
受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課
交付機関	法務私学課	標準処理期間	40日
		標準経由期間	一日
		目次	NO